

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構科学研究費補助金等における監査について

平成 31 年 4 月 1 日

地方独立行政法人大阪市博物館機構科学研究費補助金等事務取扱規則の第13条に基づき、以下のとおり監査を行うものとする。

- 1 監査室は、地方独立行政法人大阪市博物館機構における科学研究費助成事業（科学研究費補助金・助成金）等の使用について、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）」のほか、趣旨・目的及び関係法令等に則り適正に行われているかという観点から、内部監査を実施する。
- 2 例年5月末までに独立行政法人日本学術振興会へ前年度の科研費の実績報告書を提出することから、原則として実績報告書を提出するまでに内部監査を実施するものとする。
- 3 上記2の内部監査については、各部局の課題の採択状況を鑑みそれぞれ最低限1課題以上を監査室の指示のもと抽出を行い、実施する。
- 4 内部監査当日においては、監査室2名及び事務局経営企画課職員立会いのもと、各部局は抽出された課題に関する全ての支出決議書、支出命令書、出納簿、小口現金出納簿、領収書、預金口座通帳等を提出し、監査を受けるものとする。その際、各部局は監査室に対し、課題の内容を簡潔に説明し、帳票類の確認・照合を受けるものとする。
- 5 内部監査実施後、監査室は最高管理責任者に対し監査結果報告書を作成し、不正防止推進会議の場において報告することとする。
- 6 最高管理責任者は監査室の報告を受けた後、改善及び是正する内容が確認された場合は、各部局に対し適正な対応を指示することとする。改善・是正等の指示を受けた部局は、速やかに改善等を行い、その結果を最高管理責任者に対し報告するものとする。